

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案要綱

第一

先順位者の遺族年金の額を、次のとおり増額すること。

(1) 先順位者が一人である場合においては、二万八千二百六十五円

(2) 先順位者が二人以上ある場合においては、二万八千二百六十五円に同順位者のうち一人を除いた者一人につき五千円を加えた額を、同順位者の数で除して得た額

第二

旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人又は準軍人が、昭和十六年十二月八日以後戦地において負傷し、又は疾病にかかった場合において、公務以外の事由により負傷し、又は疾病にかかったことが明らかでないときは、援護審査会の議決により公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなして、遺族年金及び弔慰金を支給すること。ただし、戦地における勤務を離れてから一年（厚生大臣の指定する疾病については、三年）以上経過して死

亡した場合は、この限りでないこと。

第三

戦没者の三親等内の親族で、戦没者の死亡当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものは、従前の規定によつては、弔慰金の受給資格を有しない場合においても、これを弔慰金の支給対象に加えること。

第四

戦没者の死亡後、昭和二十一年二月一日以後 遺族以外の者と養子縁組をした戦没者の妻、子又は孫が、昭和二十七年四月三十日前に離縁したときは、遺族年金を支給するものとする。

第五

昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に事変地において戦務に服していた軍属が、当該期間中に公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又はこれにより死亡した場合においては、障害年金、障害一時金又は遺族年金を支給すること。

第六

事変地又は戦地勤務の軍属（もとの陸海軍部内の文官を含む。）が昭和十二年七月七日以後において、故意又は重大な過失によら

ないで、事変又は戦争に関する勤務に関連して、負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和十六年十二月八日以後において死亡した場合（昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後において判明した場合を含む。）においては、従前の規定によつては弔慰金の支給事由とならないときも、弔慰金として死亡した者一人につき五万円を支給するものとし、国債をもつて交付すること。

第七

軍人軍属（もとの陸海軍部内の文官を含む。）が、今次終戦の特別事態により、軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡し、援護審査会において公務による負傷又は疾病により死亡したものと視すべきものと議決した場合においては、その遺族に遺族年金及び弔慰金を支給すること。

第八

その他所要の調整を行うこと。

第九

この法律の施行期日は、昭和三十年十月一日とすること。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三系第一項第二号中「昭和十六年十二月八日以後、戦地における勤務」を「昭和二十七年七月七日以後、事没地又は戦地における勤務」に、同系第二項中「戦地」を「事没地又は戦地」に改める。

第四系第三項を同系第四項とし、同系第二項中「又は疾病にかかったときは」を「又は疾病にかかった場合において、厚生大臣が公務上負傷し、又は疾病にかかったものと同視することを相当と認めたときは」に改め、同項を同系第三項とし、同系第一項の次に次の一項を加える。

2 旧恩給法の特例に関する件第一系に規定する軍人又は準軍人が昭和十六年十二月八日

二

以後戦地における在職期間内に負傷し、又は疾病にかかった場合において、公務以外の事由により負傷し、又は疾病にかかったことが明らかでないときは、第二十三系第一項第一号及び第三十四系第一項の規定の適用については、援護審査会の議決により、公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。ただし、戦地における在職期間内若しくは戦地における在職期間に引き続く昭和二十年九月二日以後の海外における在職期間内又はこれらの期間の経過後一年（厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。）以内にその負傷又は疾病により死亡した場合に限る。第四系に次の一項を加える。

5 第二項に規定する戦地の区域及びその区域が戦地であつた期間は、政令で定める。第二十三系第二項中「前項第一号」を「前項第一号又は第三号」に改め、同系第一項に次の一号を加える。

三 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病以外の事由によ

リ昭和二十七年四月一日前（第二条第一項第三号に掲げる者については、昭和二十八年四月一日前）に死亡した軍属又は軍属であつた者で、死亡の日において当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ二に定める程度の不具廃疾の状態にあつたもの（重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具廃疾となつた者及び当該不具廃疾となつた日において日本の国籍を有しなかつたか、又はその後日本国籍を失つた者を除く。）の遺族

第二十六条第一項中「二万七千六百円（昭和二十八年十二月三十一日までは、二万五千二百円）」を「二万八千二百六十五円」に改める。

第二十七条第一項中「第二十三条第一項第二号」を「第二十三条第一項第二号及び第三号」に、同条第二項中「死亡した者が死亡の当時受けるべき障害年金」を「死亡した者の死亡の当時における不具廃疾の程度に応ずる障害年金」に改める。

三

第三十二条第三項を次のように改める。

三 前項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族年金の額は、第二十六条

第一項又は第二十七条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

一 その遺族年金が第二十三条第一項第一号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合には、第二十六条第一項の規定により算出した額から五十円を控除した額

二 その遺族年金が第二十三条第一項第二号又は第三号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合（第二十七条第二項の規定が適用される場合を除く。）には、第二十七条第一項の規定により算出した額から三十円を控除した額

三 その遺族年金が第二十三条第一項第二号又は第三号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合において、第二十七条第二項の規定が適用されるときは、同項の規定により算出した額から、その額の同条第一項の規定により算出した額に対する割合

を三千円に乘じて得た額を控除した額

第三十四条第一項中「(軍属については、昭和十六年十二月八日以後における在職期間)」を削り、同条第二項中「昭和十二年七月七日以後における事変又は戦争に関する勤務(政令で定める勤務を除く。)」に関連する負傷又は疾病及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と可視することを相当と認めるもの」を「次に掲げる負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病(弔慰金の支給につき公務上の負傷又は疾病とみなされるものを含む。)」でないもの」に改め、同項に次の二号を加える。

一 昭和十二年七月七日以後における事変又は戦争に関する勤務(政令で定める勤務を除く。))に関連する負傷又は疾病

二 昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間における負傷又は

五

六

疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と可視することを相当と認めるもの

第三十四条第六項中「第一項、第三項及び前項の場合に準用する。」を「弔慰金の支給について準用する。ただし、第三項、第四項又は第六項の規定の適用による場合は、この限りでない。」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

三 第一項の規定の適用については、前項に規定する者以外の軍人軍属の昭和十二年七月七日以後の第三條第二項に規定する事変地又は戦地における事変又は戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員又は帰還するまでの間における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と可視することを相当と認めるものは、在職期間内における公務上の負傷又は疾

病とみなす。ただし、その者が第三條第二項に規定する事変地又は戦地における事変又は戦争に関する勤務を解かれた日（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつた者については、復員又は帰還の日）から一年（厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。）以内に、当該負傷又は疾病により死亡した場合に限る。

4 前項の規定の適用については、旧恩給法の特例に関する件第一條に規定する内閣総理大臣の定める者は、軍属とみなす。ただし、その者の遺族がその者の死亡に関し、恩給法第七十五條第一項第二号に掲げる額の扶助料を受ける権利を取得した場合は、この限りでない。

第三十五條第一項中「及び兄弟姉妹」を「、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者に限る。）」に改める。

七

第三十六條第一項に次の二号を加える。

十一 前各号に掲げる者以外の遺族で死亡した者の葬祭を行つたもの

十二 前各号に掲げる^者以外の遺族

第三十七條第一項中「第三項から第五項までの規定により」を「第五項から第七項までの規定の適用により」に改める。

第三十八條の二中「第三項又は第四項」を「第四項から第六項まで」に改める。

附則

ノ この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、第三條の改正規定は、弔慰金に關しては、昭和二十七年四月一日から、第四條の改正規定は、弔慰金に關しては、昭和二十七年四月一日から、遺族年金に關しては、昭和二十八年四月一日から、第三十條から第三十六條までの改正規定は、昭和二十七年四月一日から、附則第九項及び附則第十項の規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

2 この法律による第三條及び第二十三條の規定の改正により障害年金、障害一時金又は遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合には、第七條第一項及び第二項、第二十五條第一項並びに第三十條第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十年十月一日」と、第十一條第二号及び第二十九條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十

九

年九月三十日」と、第十三條第一項及び第三十條第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十年十月一日」と、第二十五條第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十年十月二日」とする。

3 この法律による第四條の規定の改正により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合には、第二十五條第一項及び第三十條第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第二十五條第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」と、第二十九條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第三十條第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」とする。

4 軍人軍属又は軍人軍属であつた者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻

関係と同様の事情にあつた者を含む。一、子及び孫のうち、昭和二十一年二月一日以後養子となつたことにより、第二十九条の規定により遺族年金の支給を受けることができなかつた者又は第三十一条の規定により遺族年金の支給を受ける権利を失つた者で、昭和二十七年四月三十日において離縁又は縁組の取消により同条第五号又は第六号に規定する養子でなくなつていたものは、この法律の施行の際、遺族年金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

一 当該重人又は重人であつた者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者

二 養子となつた日以後この法律の施行前に第三十一条第一号から第四号までのいずれかに該当した者

三 前号の期間内に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入つて

いると認められる場合を含む。）したことにより第三十一条第五号に該当した者

四 昭和二十七年五月一日以後この法律の施行前に養子となつたことにより第三十一条第五号又は第六号に該当した者

五 前項の遺族年金は、昭和三十年十月分から支給する。

六 この法律の施行前に死亡した重人重属又は重人重属であつた者に関し、改正前の第三十五条及び第三十六条の規定により弔慰金の支給を受ける権利を有する者がある場合において、弔慰金を受けべき遺族の順位については、第三十五条及び第三十六条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

七 この法律による第三条及び第三十四条から第三十六条までの規定の改正によりこの法律の施行と同時に弔慰金の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する第三十七条に規定する国債の発行の日は、昭和三十年十月一日とし、改正後の第四条第二項の規定

の適用により昭和二十九年四月一日前に死亡した者に関し、弔慰金を受ける権利を有するに至る者に支給する第三十七条に規定する回債の発行の日は、昭和二十九年四月一日とする。

8 改正後の第四條第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされる者の遺族に対し、この法律の施行前に、改正前の第三十四條第二項の規定の適用により弔慰金を支給していた場合においては、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第三十五條の二の規定の適用については、当該弔慰金は、改正前の第三十四條第二項の規定の適用によらぬいで支給したものとみなす。

9 軍人軍属（第三十四條第四項の規定により軍属とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）又は軍人軍属であつた者が、今次の終戦に関連する非常事態にあたり、軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡し、援護審査会において公務による負傷又は疾

一三

病により死亡したものと同視すべきものと議決した場合においては、その遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金（第三十四條第五項から第七項までの規定の適用によらぬいしものをいう。）に関する規定を準用する。

一四

10 前項に規定する者の死亡に関し、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第三十五條の三第一項の規定により扶助料の額が改定され、又はその者の遺族が同項に規定する扶助料を受ける権利を取得する場合には、前項の遺族年金は支給しない。

11 附則第九項の遺族に関し、戦傷病者戦没者遺族等援護法を準用する場合においては第二十五條第一項、第三十條第一項、第三十六條第二号、第四号及び第六号並びに第三十八條第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第二十

九条第二号、第三十六条第一号及び第三十八条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」と、第二十五条第一項及び第三十八条第三号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」と読み替へるものとする。

12 障害年金又は遺族年金の支給事由と同一の事由により旧令による共済組合からの年金受給者のための特別措置置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置置法」という。）の規定による年金を受ける権利を有する者がある場合においては、特別措置法の規定による年金の支給を受けることができる期間、当該障害年金又は遺族年金は支給しない。ただし、障害年金については、その額が同一の事由により支給される特別措置法の規定による年金の額をこえる場合においては、そのこえる部分については、この限りでない。

13 前項の規定は、この法律の施行の際現に障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者については、適用しない。

14 第二十六条の規定の改正による遺族年金の額の改定は、厚生大臣が、受給者の請求を待たずに行う。

理由

遺族年金の額の引上げを行うとともに公務上の傷病の範囲に関する規定を整備し、弔慰金を支給すべき遺族の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

参
照
条
文

第四条（公務傷病の範囲）関係

一 軍人及び準軍人

○ 恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六八号）

第一條 軍人若ハ準軍人、内閣総理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍若ハ海軍ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者（以下軍人軍属ト称ス）又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各号ニ掲タル恩給ハ之ヲ給セズ

一 普通恩給

ニ 痼疾ノ程度ガ従前ノ恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号以下令ト称ス）第二十四條第七項症ニ係ル増加恩給

三 傷病年金

四 一時恩給

五 痼疾ノ程度ガ令第三十一條（昭和二十一年勅令第五百四号ニ依ル改正前ノ

令第三十一條トス以下同シ）ノ第三目症又ハ第四目症ニ係ル傷病賜金

六 扶 助 料

七 一時扶助料

○ 旧恩給法（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正一二年法律第四八号）

第二十一條 軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一 陸軍又ハ海軍ノ現役、予備役又ハ補充兵役ニ在ル者

ニ 国民兵役ニ在ル者ニシテ召集セラレタルモノ反志願ニ依リ国民軍ニ編入セラレタル者

準軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一 陸軍ノ見習士官並海軍ノ候補生及見習尉官

ニ 勅令ヲ以テ指定スル陸軍又ハ海軍ノ学生生徒

○ 旧恩給法施行令（昭和二十一年勅令第50四号による改正前の恩給法施行令）
大正一二年勅令第三六七号）

第七條 恩給法第二十一條第二項第二号ノ陸軍又ハ海軍ノ学生生徒トハ左ニ掲フ
ル者ニシテ軍人ニ非サルモノヲ謂フ

- 一 陸軍ノ士官候補生及技術候補生（見習士官タル者ヲ除ク）、軍医候補生及
軍医予備員候補者、陸軍予科士官学校、陸軍幼年学校、陸軍兵器学校、陸軍
少年飛行兵学校、宇都宮陸軍飛行学校、大刀洗陸軍飛行学校、熊谷陸軍飛行
学校、陸軍航空通信学校、岐阜陸軍航空整備学校、所沢陸軍航空整備学校、
陸軍少年戦車兵学校、陸軍野戦砲兵学校、陸軍重砲兵学校、千葉陸軍高射学
校及陸軍少年通信兵学校ノ生徒、陸軍経理学校ノ予科生徒並陸軍戸山学校ノ
軍樂生徒
- 二 海軍兵学校、海軍機関学校及海軍経理学校ノ生徒、海軍予備学生、海軍予
備生徒、海軍予備練習生及海軍予備補習生

三

四

第二十三条（遺族年金の支給）関係

- 一 恩給法別表第一号ノ二に定める程度の不具廃疾

○ 恩給法

第四十九条ノ二 公務傷病ニ因ル不具廃疾ノ程度ハ別表第一号表ノ二ニ掲クル七
項トス

第一号表ノ二

不具廃疾程度	不具廃疾ノ状態
特別項症	一 常ニ就床ヲ要シ且複雑ナル介護ヲ要スルモノ 二 重大ナル精神障碍ノ爲常ニ監視又ハ複雑ナル介護ヲ要 スルモノ 三 両眼ノ視力カ明暗ヲ弁別シ得サルモノ

		四 身體諸部ノ障得ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ 一 複雑ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ 二 精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ弁シ得ルニ過キサルモノ 三 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ 四 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇五メートル以上ニテハ分別シ得サルモノ 五 肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ 六 膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ 一 精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 三 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ分別シ
	第一項症	

五

第二項症	第三項症	第四項症
得サルモノ	一 肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ 二 膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ	一 精神的又ハ身體的作業能力ヲ著シク妨クルモノ 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ 三 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 四 兩耳ノ聽力〇・五メートル以上ニテハ大声ヲ解シ得サルモノ
四 兩耳全ク聾シタルモノ		
五 大動脈瘤 鎖骨下動脈瘤 総頸動脈瘤 無名動脈瘤又		
ハ腸骨動脈瘤ヲ瘻シタルモノ		
六 腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ		
七 足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ		

六

第五項症		
第六項症	五	泌尿器ノ機能ヲ着シク妨クルモノ
	六	両耳ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脱落症状ノ着シカラサルモノ
	七	腕関節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
	八	足関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
第六項症	一	頭部 顔面等ニ大ナル醜形ヲ残シタルモノ
	二	一眼ノ視力カ視標口一ヲ口五メートル以上ニテ弁別シ得サルモノ
	三	一側総指ヲ全ク失ヒタルモノ
	一	精神的又ハ身体的作業能力ヲ高度ニ妨クルモノ
第六項症	二	頸部又ハ軀幹ノ運動ニ着シク妨クルモノ
	三	一眼ノ視力カ視標口一ヲ一メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ
	四	脾臓ヲ失ヒタルモノ
	五	一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
第六項症	六	一側総指ノ機能ヲ喪シタルモノ
	一	一眼ノ視力カ視標口一ヲ二メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ
	二	一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
	三	一個腎臓ヲ失ヒタルモノ
第七項症	四	一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ
	五	一側示指ヲ至小指ヲ全ク失ヒタルモノ
	六	一側足関節力直角位ニ於テ強剛シタルモノ
	七	一側総趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第七項症		
第七項症	四	脾臓ヲ失ヒタルモノ
	五	一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
	六	一側総指ノ機能ヲ喪シタルモノ
	一	一眼ノ視力カ視標口一ヲ二メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ
第七項症	二	一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
	三	一個腎臓ヲ失ヒタルモノ
	四	一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ
	五	一側示指ヲ至小指ヲ全ク失ヒタルモノ
第七項症	六	一側足関節力直角位ニ於テ強剛シタルモノ
	七	一側総趾ヲ全ク失ヒタルモノ
	八	右ニ掲クル各症ニ該當セサル傷疾疾病ノ疾項ハ右ニ掲クル各症ニ準シ
	九	

之ヲ査定ス
視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ
視標ハ万国共通視力標ニ依ル

第三十四条（弔慰金の支給）関係

一 旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者

○ 昭和二十一年勅令第六十八号施行ニ関スル件（昭和二十一年閣令第四号）

第一条 昭和二十一年勅令第六十八号（以下勅令ト称ス）第一条ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

- 一 陸軍又ハ海軍ノ警部 監獄看守長、警査、巡査又ハ監獄看守以外ノ判任官

九

タル者

- 二 陸軍又ハ海軍ノ理事官、事務官、通訳官又ハ編修
- 三 陸軍又ハ海軍ノ警査、巡査、警守又ハ監獄看守以外ノ判任官又ハ高等官ノ待遇ヲ受クル者
- 四 第一号ノ者ニシテ各庁職員優遇令（昭和一八年勅令第一三七号）ニ依リ奏任官ト爲リタルモノ又ハ退官若ハ死亡ニ際シ奏任官ト爲リタルモノ

一〇

○ 恩給法（大正一二年法律第四八号）

第七十五条 扶助料ノ年額ハ之ヲ受クル者ノ人員ニ拘ラス左ノ各号ニ依ル

一 第二号及第三号ニ特ニ規定スル場合ノ外ハ公務員ニ給セラルル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相当スル金額

二 公務員公務ニ因ル傷疾疾病ノ爲死亡シタルトキハ前号ノ規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ俸給年額ニ依リ足メタル別表第四号表ノ率ヲ乗ジタル金額

三 増加恩給ヲ併給セラルル者公務ニ起因スル傷痍疾病ニ因ラズシテ死亡シタルトキハ第一号ノ規定ニ依ル金額ニ退職当時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第五号表ノ率ヲ乗ジタル金額

前項第二号及第三号ニ規定スル場合ニ於テ扶助料ヲ受クル者ニ扶養遺族アルトキハ其ノ員数ヲ四千八百円ニ乗ジタル金額ヲ扶助料ノ年額ニ加給ス

前項ノ扶養遺族トハ扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル遺族ニシテ扶助料ヲ受クベキ要件ヲ具フルモノヲ謂フ

第四号表

退職当時ノ俸給年額	率
四六五六〇〇円以上ノモノ	一七、〇割
三九八四〇〇円ヲ超テ、四六五六〇〇円未満ノモノ	一七、〇割ニ四六五六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一五六〇〇円毎ニ〇、五割

一一

退職当時ノ俸給年額	率
二五九二〇〇円ヲ超テ、三九八四〇〇円以下ノモノ	一七、〇割
二四九六〇〇円ヲ超テ、二五九二〇〇円以下ノモノ	一七、〇割ニ二六八八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九六〇〇円毎ニ〇、五割ヲ加ヘタル割合
二一八二〇〇円ヲ超テ、二四九六〇〇円以下ノモノ	二〇、〇割
二一四六〇〇円ヲ超テ、二一八二〇〇円以下ノモノ	二〇、〇割
九七八〇〇円ヲ超テ、二一四六〇〇円以下ノモノ	二〇、五割ニ二一八二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇、五割ヲ加ヘタル割合
九四八〇〇円ヲ超テ、九七八〇〇円以下ノモノ	二〇、五割
九一八〇〇円ヲ超テ、九四八〇〇円以下ノモノ	二四、〇割
八八八〇〇円ヲ超テ、九一八〇〇円以下ノモノ	二四、五割

一二

七九八〇円ヲ超エ、八八八〇円以下ノモノ	二四五割ニ九七八〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ以五割ヲ加ヘタル割合
七六八〇円ヲ超エ、七九八〇円以下ノモノ	二六五割
七六八〇円以下ノモノ	二七〇割

附則第十二項関係

○ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律二五六号）

（目的）

一五

一四

第一條 この法律は、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）以下「共済組合法」という。）の規定による共済組合連合会（以下「連合会」という。）をして旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会（以下「共済協会」という。）及び外地関係共済組合から年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に処理させるとともに、現行の恩給及び共済組合法の規定による年金の額との権衡を考慮して、これらの年金受給者及び財団法人日本製鉄入備共済組合（以下「日本製鉄入備共済組合」という。）からの年金受給者等のために、その年金額の改定その他特別の措置を講ずることを目的とする。

（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）

第三條 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継する。

2 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合が旧陸軍共済組合令

（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基く命令の規定により負担した、又は負担すべきであつた年金支給の義務で陸軍共済組合令及び海軍共済組合令廃止の件（昭和二十年勅令第六百八十八号）附則第二項の規定に基く主務大臣の措置により消滅したものを消滅しなかつたものとみなして、承継する。但し、当該主務大臣の措置に基き支給した一時金があるときは、当該一時金の限度において、連合会が承継した年金支給の義務（昭和二十六年一月以後の期間に係る年金支給の義務については、第六條の規定による改定後の年金支給の義務）は、履行されたものとみなす。

3 旧陸軍共済組合が前項に規定する主務大臣の措置により消滅した年金支給の義務に代るものとして負担した一時金支給の義務でこの法律施行の日までに履行されていらないものは、その日において消滅したものとみなす。

・（前二條の年金の支給に関する調整）

第五條 連合会が第三條の規定により承継した義務に基き、及び前條第一項の規

一五

定により支給すべき年金のうち、共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するものの支給については、それぞれ同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の支給の例による。

一六

2 連合会は、前項に規定する年金の支給の義務が消滅した場合において、当該年金を共済組合法の規定によるこれに相当する年金とみなした場合に同法の規定により一時金を支給すべき場合に該当することとなるときは、当該一時金の支給の例により、これに相当する一時金を支給する。

（公告）

第十七條 連合会は、第三條の規定により旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継した後、第四條の規定により外地関係共済組合に係る年金及び一時金を支給すべきこととなった後、並びに第七條の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなった後、遅滞なく、連合会から年金又は一時金の支給を受け、る権利を有する者に対し、一年の期間内に証憑書類を添えて連合会に対し当該

権利の確認を求めるための申出をすべき旨の公告をしなければならない。但し、その期間は、三月（連合会がその権利義務を承継し、又は第四條若しくは第七條の二の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなった日現在において本邦にいない者については、本邦に帰還した日から三月）を下ることができない。

2 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて、少くとも三回以上しなければならない。但し、旧陸軍共済組合又は共済協会に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対する公告は、一回以上すれば足りる。

3 第一項の規定による公告には、同項の年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者が同項の期間内に申出をしないときは、第十八條第一項の規定による権利の確認が得られないため第二十條の規定の適用を受けることがあるべき旨を附記しなければならない。

（権利の確認）

第十八條 連合会は、前條第一項の規定による公告に応じて権利の確認を求めるための申出をした者に対し、その提出した証拠書類その他連合会の調査した資料に基づいて、その者が真正の権利者であるか否か並びにその者が真正の権利者である場合にはその年金又は一時金の種類及び額を確認しなければならない。

2 連合会は、前條第一項の規定による公告に応じて権利の確認を求めた者以外の者で同項の期間内に申出をしなかったことについてやむを得ない事由があることを認めらるものについては、その者の申出に基づき、前項の規定に準じてその者の権利を確認することができる。

（年金又は一時金の受給権利者）

第二十條 連合会は、第十八條の規定による権利の確認を受けた者以外の者に対しては、第三條、第四條及び第七條の二の規定にかかわらず、年金又は一時金の支給の義務を負わない。

(時効の特例)

第二十三條 左に掲げる権利については、その時効は、他の法令の規定にかかわらず、昭和二十年八月十五日から第十七條第一項の規定による公告（前條第三項の規定により権利の確認をする場合には、同條第二項の規定による公告）に依りて権利の申出をすべき期間終了の日までは、進行しないものとする。

一 旧陸軍共済組合から年金又は一時金の支給を受ける権利。但し、一時金の支給を受ける権利については、昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者の有する権利に限る。

二 昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者が共済協会から年金又は一時金の支給を受ける権利

三 外地関係共済組合から年金の支給を受ける権利

二 前項各号に規定する年金のうちには、旧陸軍共済組合令、旧海軍共済組合令若しくは第二條各号に掲げる命令に基く命令の規定又は第五條第二項の規定に

より当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金を含むものとする。

